

資料3

本会議質疑の方法（委員会付託議案についても本会議質疑を実質行っている事例）

	議会名	議員 定数	通告の有無	質疑の方法（会議規則他）	議事進行上の参考
愛知県	日進市議会	20	通告を基本としているが、通告による質疑終結後、通告に拠らない発言の有無を議案ごとに議長が諮る	第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。	一括して議案理由説明のあと、一議案ごとに質疑。
岐阜県	多治見市議会	21	通告を基本としているが、通告がない場合も発言の有無を議長が諮る	第55条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ質疑の回数を制限することができる。 2 議長の定めた回数の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 質疑において反問を受け、議員が回答するため発言したときは、当該発言は、質疑の回数には数えないものとする。	
兵庫県	三木市議会	16	一般質問と合わせて通告	回数に制限なし。一般質問及び質疑で90分（答弁含む）	
三重県	松阪市議会	28	通告を基本としているが、通告がない場合も発言の有無を議長が諮る	回数に制限なし。6・9・12月定例会は1議案あたり60分（答弁含む）。2月定例会は質問・質疑まとめて1会派あたり50分×会派人数で「代表質問」。	一括して議案理由説明のあと、一議案ごともしくは関連議案一括で質疑。

三重県	鈴鹿市議会	28	通告を基本としているが、通告がない場合も発言の有無を議長が諮る	回数に制限はないが、通告した議案全体でひとり15分（答弁含む）。	一括して議案理由説明のあと、議員ごとに通告した議案について持ち時間の範囲で質疑。
奈良県	天理市議会	16	通告を基本としているが、通告がない場合も発言の有無を議長が諮る	第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。	
愛知県	刈谷市議会	28	通告者のみ。（議長は通告のない者の発言の有無を諮らないが、会議規則上は可能。）	第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。	
神奈川県	横須賀市議会	39	通告者のみ。（議長は通告のない者の発言の有無を諮らないが、会議規則上は可能。）	第48条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、一問一答方式で質疑を行う場合は、この限りでない。 * 参考：1回目は一括質疑で20分以内。2回目以降、一問一答の場合はプラス20分。一括質疑の場合は2回目10分、3回目5分以内。	一括して議案理由説明のあと、議員ごとに通告した議案について持ち時間の範囲で質疑。
岐阜県	可児市議会	22	通告を基本としているが、通告がない場合も発言の有無を議長が諮る	第56条 質疑の回数は、制限しない。ただし、議長は、必要があると認めるときは、質疑の回数を制限することができる。	通告のある議案に関しては議案ごとに提案理由説明のあと質疑。通告のない議案については一括して提案説明。